

# 令和元年度 第2回浜松市環境影響評価審査会 会議録

1 開催日時 令和元年9月27日(金) 午前9時00分から午前11時30分

2 開催場所 シルバー人材センター2階 大会議室

3 出席状況

## 審査会委員

	雨谷 敬史	静岡県立大学 食品栄養科学部 教授	会長
○	岡田 恭明	名城大学 理工学部 教授	
○	加須屋 真	常葉大学 社会環境学部 非常勤講師	
○	寒竹 伸一	静岡文化芸術大学 副学長	
○	木寄 暁子	静岡大学 理学部 准教授	
	小杉山 晃一	常葉大学 社会環境学部 准教授	
○	酒井 奨	一般財団法人エネルギー総合工学研究所 主管研究員	
	谷 幸則	静岡県立大学 食品栄養科学部 教授	
○	土屋 智	静岡大学 農学部 名誉教授	
	橋本 啓史	名城大学 農学部 准教授	
○	平井 一之	一般社団法人 静岡県環境資源協会 専務理事	副会長
	宮崎 一夫	遠州自然研究会 事務局長	
○	向井 貴彦	岐阜大学 地域科学部 准教授	
	横田 久里子	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系 准教授	

## 事務局

環境政策課	藤田環境部次長(環境政策課長)、嶋野専門監(課長補佐)、足立主幹、今井主任、内山主任
環境保全課	秋山主任、南堀
エネルギー政策課	江馬産業部副参事

## 事業者

事業者1	株式会社シーテック	4名
	一般財団法人 日本気象協会	3名
事業者2	JR 東日本エネルギー開発株式会社	4名
	日本工営株式会社	2名

4 傍聴者 7名

5 議事内容

- ① (仮称) ウインドパーク天竜風力発電事業 計画段階環境配慮書について
- ② (仮称) 天竜風力発電事業 計画段階環境配慮書について

6 会議録作成者 環境政策課企画調整グループ 内山主任

7 記録の方法 発言者の要点記録

8 会議記録 有(公開)

## 1. 開会

### 2. 会議の成立について

事務局（藤田次長） 《配布資料確認》

本日は審査会委員 14 名中 8 名の出席をいただき、過半数に達しているため、浜松市環境影響評価条例第 60 条第 2 項により、審査会が成立する。

これからの議事進行については、浜松市環境影響評価条例第 60 条第 1 項により「会長が会議の議長となる」こととなっているが、本日は雨谷会長が欠席のため、平井副会長にお願いします。

平井副会長 審議の前に、本審査会の公開について、各委員の了承をいただきたい。本日の審議会では、個人情報等の非公開情報を審議する予定がないため、議事を公開することにしてよいか。

全委員 （異議なし）

平井副会長 また、本日の会議録は、事務局で作成し、浜松市附属機関の会議録の作成および公開に関する要綱に基づき、発言した委員の名前を記載の上、公開する。

#### (1) 議事

##### ① (仮称) ウインドパーク天竜風力発電事業 計画段階環境配慮書について

平井副会長 それでは、『議事事項①ウインドパーク天竜風力発電事業 計画段階環境配慮書について』に入るが、その前に、今回取り扱う 2 案件について事務局から説明をお願いします。

事務局 《資料 1-1、資料 1-2 に基づき説明》

平井副会長 事務局からの概況説明について、何か確認等あるか。  
ないようであれば、議事事項①について、事業者から説明をお願いします。

事業者 1 《議事事項①について配布資料に基づき説明》

向井委員 今回予定されている区域で、取付道路が延びているが、これはすべて川沿いか。

事業者 1 何本か取付道路を考えている中で、今後調査をしてどれを使用するか決めるが、既設道路が川沿いにあるため、それぞれ評価していきたいと考えている。

向井委員 工事の仕方にもよるが、土砂の流入等下流への影響に留意すること。生き物に乏しく見える小さな沢には漁業対象種こそいないが、近年知られるようになったトウカイナガレホトケドジョウや小型のサンショウウオ類などが生息する可能性があるため、調査を行うこと。

寒竹委員 浜松市が行ったゾーニング計画と事業計画の重なりについて、ゾーニング計画の楕円の範囲外にも設置予定範囲があるが、どのように読み取ればよいか。

事業者 1 ゾーニングの楕円の中が、浜松市のゾーニング計画において『課題はあるが風力発電機を設置可能』とされたエリアである。

土屋委員 計画範囲がたいへん広がっている。浜松市がゾーニングで示した設置適地は、ゾー

ニング図の楕円内の青い部分のみだが、それ以外の部分を範囲指定しているのは、取付道路としてか、風車の建設地としてか。

事業者 1 計画図上赤色で示した、尾根の部分を風車の設置地点として、それ以外の部分は取付道路を今後設計する。調査を進めながら今後絞り込んでいく。

土屋委員 説明にもあったが、計画範囲の中に地滑り防止区域、水源涵養保安林等があって、これらは法律で規制されている。規制が解除にならなければ事業を進めることはできないが、これらについてはどう考えているか。

事業者 1 事業の計画が進んでいく中で、これらの規制を解除、あるいは作業許可をもらうのか静岡県と調整していく。自社の他事業では、保安林指定解除を行って建設した事例もあり、すでに県とは話を進めている。しかし、建設場所が保安林でなければならない理由、計画適地がここしかないという理由の説明を求められているため、しっかりと協議を進めていく。アセスメントの申請期間と同じくらい保安林に関する手続きにも時間がかかること、許可がもらえない可能性があることも理解している。

土屋委員 これまでの県内の経緯でいくと、許可が下りたのは東伊豆の1件のみ。  
不慮の電力不足などがない限り基本的には難しいと思うので、丁寧な説明をしたうえで事業計画の検討と調整を進めてほしい。  
地滑り防止区域、砂防指定地についても同様にハードルが厳しい。

加須屋委員 配慮書 77 ページ、動物の重要な種について、No. 3 アオハダトンボとあるが、これは事業予定地西側に 2 本延びた道路、その先端に挟まれた部分に生息している。ランク指定が NT (準絶滅危惧) で、おそらく、『守りたい静岡県の野生生物 (県版レッドデータブック)』からきているものと思われるが、同じメッシュでランク EN (絶滅危惧 1B 類) のニホンカワトンボが記載されていない。他の種も含めて、もう一度チェックをお願いする。

木寄委員 事業者の実績について、運転しているものがあるということだったが、状況について聞きたい。  
また、この事業の実施に関して、可否の検討基準はどのようなものか。

事業者 1 実績について、2002 年から風力発電事業に取り組んでいる。三重県津市と伊賀市の境にある青山高原で、91 本の風車を自社で建設、運転管理を行っている。また、愛知県田原市に 3 本、他に共同事業として秋田県秋田市・潟上市で 22 本を建設中でこちらは来春稼働予定となっている。

事業の実施可否については、まず風況調査で建設予定地付近の風の具合を調査する。NEDO, EADAS 等のデータはあるがピンポイントのものではないため、最低 1 本のポールを建てることにし、これはすでに工事に入っている。今冬の風況データを取り、この時点で不採算であれば無理に建てることはしない。

また、輸送路の調査を行う。国有林内の林道もいくつかあるが、設備が非常に大きなものなので、今後現地調査を行い、もし輸送が困難なようであれば再検討することになる。

環境影響評価についても同様で、今後現地調査を行った時、文献以外のもので規制の大変に厳しいものが発見されれば、事業を進めることが難しいと判断する。実際に、日本国内の計画地で数年前にイヌワシが住み着いたというところがあり、こちらは計画を断念せざるを得なかった。何が何でもここでやるというのではなく、許される条件かし

っかりと見極めるとというのが基本的な考えである。

木寄委員

計画にある何 kW というのを下回ったら事業化しないということか。  
また、これまで国内で行った案件の採算はどうか。

事業者 1

下回り方の度合いにもよるが、民間企業であるため赤字が出ない計画を立てる。  
年間通じた風況が分かれば発電できる電力量も予測できるため、それに応じて風車の購入、道路造成などかけられる予算を含め採算性を検討する。  
これまで手掛けた事業は国内でも有数の風況の良い地域を選定している。先ほど述べた青山高原は若狭湾から伊勢湾に抜ける風の通り道で、計画どおりの収益を上げている。天竜でどうなるかは今後調べてみないとわからない。

寒竹委員

配慮書 20 ページのゾーニングマップと計画予定地について、浜松市が描いた楕円の中には集落（赤色部分）があるようだが、建設可とした根拠はあるのか。  
また、図書の図面に等高線がない、あるいは見づらいものばかりで、資料として効果的でない。予定地域が東側集落に近いのは地形の影響があるのだろうと想像はつくが、この図面では地形が読み取れない。模型などあれば分かり易いが、平面的な影響のみを論ずるものではないため、地形が分かるような工夫をして欲しい。

加須屋委員

実際稼働する段階で、ブレード先端の速度はどれくらいになるのか。

事業者 1

機種によって違うが、最速で 200km/h 程度と思われる。

土屋委員

配慮書 20 ページの図で、風車の建設予定地である赤線の枠と浜松市が建設適地とした青色の部分が必ずしも合っていないが、この赤線は現時点でどの程度の確度のものか。

事業者 1

赤線は、地図を基に尾根筋の両側 150m、帯の太さで 300m を建設範囲として想定、記載している。ゾーニング計画の青色部分は『風車が 1 機以上設置可能と想定される場所』とされているが、計画ではそれをつなげて、複数の風車の設置可能性を検討する。詳細検討前の段階であるため、ここから変更になる可能性は高いと考えている。

寒竹委員

風車の設置には尾根が最も適しているのか。

事業者 1

風はどちらから吹くかわからないため、尾根への設置がよい。  
今回の計画は、原則尾根沿いに設置を予定している。

寒竹委員

自治体側も、事業者の希望が尾根沿いであるなら、尾根沿いに詳細な調査を行ったほうがお互いにとって都合がよい。  
資料については、こういった計画意図を知ってもらうためのものであるから、図面はぜひ地形が読み取れるようにして欲しい。

岡田委員

発電事業が成り立つのかについて質問だが、NEDO の資料を見ると、平均風速 5~6m/s の地域となっているが、風速 5m/s は風車が回転を始める程度の速度だと思われる。今回の候補地は、どの程度の頻度でこの水準以上の風速が得られると考えているのか。

事業者 1

ピンポイントの回答を出すことは難しいが、年間平均風速が 5m を下回るようだと言事業化は難しい。北海道や東北などの良く風の吹くところを除くと、全国見てもなかなか

無い。

岡田委員 計画地周辺の風車事業図に、浜松風力発電所に関する記述がある。比較的新しいものだと思うが、これに関する稼働状況などのデータは持っているか。

事業者1 他社のもので、直接収入に係るデータのため、入手が難しい。

岡田委員 土地を改変した後、不採算性の事業となるのは避けるべきである。それを防ぐためにも、是非、経済産業省等を通じて、既設事業の稼働データは入手してほしい。

また、計画地周辺の風車事業図には、(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電とあるが、今回提出された2案件と合わせて風力発電施設が広範囲に建設されることになる。鳥の渡りに関して、鳥は障害物があればルートを変更するなど避けて移動すると思うが、広範囲に点在して建設された場合、ルートの行き場が無くなり、パートストライク等の事故が起きる懸念性がある。事業ごとの評価ではなく、総合的に視点から検討が必要であると思うが、どの様に考えているのか。

事業者1 こちらの事業も、現在配慮書段階の手続きを進めているところである。渡り鳥については、飛んでいる高度等含めて調べてみないとわからないため、今後調査を行う。

寒竹委員 今回の資料では、配慮事項項目選定で重要な種として計画地内に生息する動植物のみが記載されている。また、選定表では海域に生息する種が選外となっているが、それに関連する種として先ほど話題に挙げた渡り鳥などがある。その場所にいる生物だけでなく、海、川を含むより広域的な行き来を含めた調査とすべきである。

事業者1 渡りについては、国内で既にタカの主要な渡りの経路に風力発電が建った場所もあり、方法書以降の現地調査もちろん行うが、そういった先行事例の事後調査結果もふまえて予測評価をしていく。

平井副会長 事業化の条件として、先ほど風況、輸送路、アセスの3つを挙げられたが、他に重要な点として計画段階、手続きの入り口段階での地元の感触があると思う。既に地元説明に入られたとのことで、設置予定地点から900mあまりのところに住宅もあるようだが、事業者として現時点での地元の感触についてどうとらえているか。

事業者1 まず、配慮書を出す前に、配慮書に関する説明を佐久間地区、龍山地区にて行った。説明会に関する周知として全戸にチラシを配布し案内をした。また、その2か月前には、地元区長の集会に参加し、事業計画について説明した。その中で、まだ工事すると決めているわけではないが、国内でも有望な土地であり、調査させていただいてその可能性をしっかりと把握したいとお伝えした。配慮書の説明についても同じく、やると決まっているのではなく、事業を実施した場合にどのような影響があるのか調査してほしいとお伝えしている。

一部地域では山から飲料水をとっていて、非常に良質な水源のあるところのため、山の上を開発することによってこれが守られなくなることは避けてもらいたい、ということが地元の皆様が最も関心を持っていることであった。

水源以外には、もし事業化した場合地元どんなメリットがあるのか、などの意見をいただいている。

平井副会長 風力発電の場合、電磁波や超低周波が人体に与える影響、健康被害についての意見が

出る事例が多いが、そういったものについてはどうか。

事業者 1

電磁波についての意見は今のところない。

超低周波音については、どういったものなのかという質問はいただいたが、そこからさらに踏み込んだ具体的な質問や意見は、こちらの地域では伺っていない。

平井副会長

音については、スライドの 24 ページに『必要に応じて環境保全措置を検討する』とある。他にいろいろ実績をお持ちとのことだが、現段階での一般論として、必要に応じた環境保全措置としてどのようなものが考えられるのか。

事業者 1

もっとも簡単なものとしては、事業計画の変更、その場所に風車を建てない、というのが考えられる。それ以外の方法は難しいのではないかと。静かな環境での調査をさせていただいて、建てる位置が決まった段階でシミュレーションを行い、本数の増減などを含めた予測評価を行う。地元の説明にあたっては、これが一番大事なことだと考えている。

平井副会長

今後調査を進めていく中で、ぜひ地元の皆様との環境コミュニケーション、説明責任を節目ごときちんと果たしていくようにして欲しい。

岡田委員

騒音の評価基準には何を使うのか。環境基準値か、それとも背景騒音+5dB なのか。この計画地に一般の環境基準値を当てはめると、レベルが高いと思われる。

事業者 1

そのどちらかにはなると思うが、たいへん静かな地域であるため、最近出た WHO の知見なども含めて調査を行って決めていく。

岡田委員

本事業のように尾根上に風車が建設される場合、尾根の上では風が強く、集落では弱いのが通常の状態であると予想される。したがって、集落地において強風時の環境騒音を測定しても意味がない。集落での環境騒音を評価する際には、通常風況条件での背景騒音を用いて行ってほしい。

酒井委員

事前に質問をお送りした内容に回答をいただいた。天災、バードストライク対策、他案件との情報交流による複合影響等についても検討、記載してほしい。また、FIT 法利用による事業とのことだが、固定価格買取期間の終了後も、せっかく建てたものだし地元としては継続した運転を望まれる可能性もある。撤去するのであればその後のリサイクルについても検討してほしい。

平井副会長

事業者側から何か補足説明はあるか。

事業者 1

保守拠点として浜松事業所について記載したが、これは御前崎にある中部電力の風力発電所の保守管理のための拠点である。天竜区での風力発電が事業化した際には、こちらの拠点を利用した保守管理を検討する。

複合影響の評価については、近隣事業者と話ができるようであれば情報交換等していきたいと考えている。

平井副会長

それでは、議事①についてはここまでとする。

事業者 1 退室、事業者 2 入室

## 議事② (仮称)天竜風力発電事業 計画段階環境配慮書について

- 事務局(藤田次長) それでは後半の審議に入るが、その前に先ほど話題に上がった風力発電ゾーニングについて、担当者から補足説明を行う。
- エネルギー政策課  
(江間副参事) <風力発電ゾーニングについて説明>
- 平井副会長 引き続き、②(仮称)天竜風力発電事業について、事業者から説明をお願いします。
- 事業者2 <議事事項②について配布資料に基づき説明>
- 土屋委員 輸送路については既存道路を使用、場所によっては拡幅を行うとのことだったが、事業期間中は拡幅箇所の補修等も含めて担保されるのか。
- 事業者2 輸送にあたって改変した部分については、事業者側で補修等行う。
- 土屋委員 計画地内には保安林等規制のかかる場所もあるため、拡幅等も考慮して行ってほしい。
- 事業者2 事業者としても、なるべく拡幅箇所が少なく済むよう計画したい。
- 土屋委員 要約書4ページ、浜松市の風力ゾーニングマップを見ると、今回の計画はゾーニングNo.4、6、7の周辺ということになるが、ピンク色で塗られたエリアは基本的に風車の立地が困難との位置づけとのことであった。計画範囲にはこのピンク色のエリアも含まれているが、ここには風車は建設せず、輸送路、作業路としての利用を考えているという理解でよいか。
- 事業者2 基本的にはNo.4、6、7の内側を考えている。ただし、エネルギー政策課との調整になるが、今後の調査結果によっては、適切な配慮を前提とすれば建設が可能になる場所も少しあるのではないかと考えている。
- 木寄委員 事業者のこれまでの実績と、事業者側としての事業実施可否の基準があればお聞きしたい。
- 事業者2 風力発電に関しては、秋田県で3,400kWを5基稼働している。他に計画中の案件として、東日本を中心に四国、北海道などでも手続きを行っている。  
現在配慮書段階で詳細計画が立っていないため、今後調査を行って建てる場所や基数を決定していく。その際あまりに制約が大きく、必要な数を建てるのがかなわない見通しであれば、採算が合わないということで中止の可能性もある。もしくは、調べた結果風車を建てるのが危険な場所が多いということであれば、そこに無理に建てるようなことはせず、やる、やらないの判断を行うことになる。
- 木寄委員 秋田県の風力発電はいつごろ稼働したものか。
- 事業者2 今年5月に稼働開始した。稼働実績は短いですが、採算に関しては計算で分かるため、特に問題にならないと考える。また、運用のノウハウについても、稼働開始までに様々な知見を得てきているため、今後に生かすことができるものとする。
- 木寄委員 そちらも山間部に建設したのか。

- 事業者 2 そちらは海側で、今回の案件とは真逆の立地である。
- 酒井委員 配慮書 236 ページ、計画段階配慮事項の選定について、この表では工事の実施期間中の配慮を行わないように見えるが、出し方はこれでよいのか。この表だけ見るとそのように見えてしまうため、注意されたほうが良いと思う。
- 事業者 2 工事の実施段階について、現時点で配慮する内容として動植物、景観、自然との触れ合いの場などが挙げられると思う。表に施設の存在、供用時の配慮事項の欄があってそちらには○が入っているが、施設の存在は土地の改変を前提とするため、実際の配慮事項の中では工事計画の検討も含まれる。
- 加須屋委員 配慮書 91、92 ページ、昆虫類の重要な種について、これはほとんどレッドデータブックの引用だと思うが、レッドデータに記載されていない種で非常に分布が限られる種が計画地周辺に存在する。カケガワオサムシの山住峠亜種で、山住峠周辺の非常に限られた範囲に生息している。生息数に大きな変化がないとのことでレッドデータには記載されていないのだと思うが、全国的に見てここにしかいない。また、羽が退化した地表徘徊性の種で、非常に分布が広がりにくく、湿った林床を好むため森林開発の影響を大きく受ける。専門家等のヒアリングを行い、配慮してほしい。
- 向井委員 同じく重要な種について、県レッドデータブックを見ると、スーパー林道沿いは静岡県県絶滅危惧 1A 類のアカイシサンショウウオの重要な生息地になっていると考えられる。スーパー林道を拡幅する際には慎重に生息状況を調査すること。また、川に濁りが出ないように、風力発電が出来た後ではなく、工事の段階での配慮が重要である。小型のサンショウウオの調査は難しいため、なるべく両生類に知見のある専門家に頼むこと。
- 寒竹委員 輸送路として、スーパー林道を選んだ理由は何か。地図上では、一般国道 152 号で水窪駅あたりから山住峠へ入れば非常に短い距離で計画地へ到達できる。
- 事業者 2 現地調査は地元説明が終わってから、また地権者の同意を得てからということになっているので、現時点では地図上と道路を走って確認した程度だが、調査の結果、いずれも何らかの障害があり、いくつかある脇道を利用しての輸送は困難と考えている。  
さきほどご意見のあった水窪駅から山住峠へ上る道では、途中岩盤をくりぬいたようなトンネルがあり、風車の運搬は不可能と考える。住民からもご意見をいただいたが、そちらについては断念している。また、春野側から抜ける道もあるが、狭くて道路自体も屈曲しているため同じく難しい。スーパー林道は掲示で道路幅 5m とあったため、それであれば全線通行可能と考えている状況。
- 寒竹委員 部材をより細かくして運搬するような技術開発は進んでいるのか。サイズが制約になって事業化が阻まれるのであれば、そういった分野にもエネルギーを割いてほしい。  
また、工事の面を見ても、アプローチできる道路が一本だけでは何かあった時に対処が難しい。
- 事業者 2 メーカーには随時要望していて、検討は可能だが、強度が問題になってくる。  
また、今回の案件で部材をどこまで小さくできるかメーカーと相談している。現在、最も大きな部材が 30m あるが、これを 25m まで縮められるかどうかという段階。25m に出来れば、道路の改変箇所をかなり減らすことができる。  
住民から「改変は減らしてほしい」という意見もあり、そういったことをふまえて今

後検討を進めていく。

木寄委員 先ほど酒井委員から意見があった配慮事項の選定について、工事段階の配慮も行うということでしょうか。

事業所 2 配慮書段階では、工事の計画が立っていないため、この周辺に風力発電施設が建設された場合の影響のみを評価している。工事中の予測については、今後事業計画を具体化して、環境影響評価の次段階である方法書手続きから行う。

岡田委員 本事業予定地は、前半に審議した事業地と近く、同じ日程でアセスメントの手続きが進んでいくこと、また同種の事業であるから、委員からの質問内容も似通ったものになってくると思われる。さらに、動植物や鳥類も含め、同地域で同時期に調査されることを考えると、他案件の審議も傍聴していただいて、重要な課題点あるいは改善点などはお互いに吸収するよう努めてほしい。アセスメントは北海道、東日本、東海など地域によって進め方は異なる。事前質問への回答欄に「複合影響について必要があれば他事業者との情報交換をする」とあるが、必要があればではなく、是非情報を共有して進めてほしい。

平井副会長 先ほどの事業者とでは説明の仕方にも違いがある。情報共有は積極的に行うことを検討すべき。

冒頭説明で、事業者が大口の電力需要家として発電事業に取り組む意味について、再生可能エネルギーが地域の活性化につながるということだった。また、昨年4月に環境省が公表した第5次環境基本計画の中で、非常に重要な視点として『環境と社会と経済の統合的向上』という位置づけで、『地域循環共生圏』という言葉が頻出している。『地域循環共生圏』とは、地域が特性を生かして地域全体で環境問題に取り組み、それによって地域が経済的に豊かになる、というもので、事業者はまさにそれに組み合おうとしていると思う。

そこで、もう少し具体的に、現段階で今回の事業に参加の意向を示している地元企業はあるのか、また、地域のみなさんの意向、現段階で地元と一緒にやろうという感触があるのか、事業者の見解をお伺いしたい。

事業者 2 まず、地元企業については、今のところ水窪の建設業者1社からお話をいただいている。まだ配慮書を出した段階なので少ないが大変ありがたい話で、今後情報が広まっていけばそういったお話も出てくると考えている。

また、今回の事業ではないが、秋田県の事業では、地元企業が2社事業主体の中に入って運営をしているところ。他に、福島県のメガソーラー事業では、地元自治体や県の外郭団体なども運営に携わっていて、収益の一部を保守・メンテナンス、見学者の案内に充てている。こちらの事業でもそうした取り組みが出来ればと考えているが、まだ配慮書段階のため今後検討する。

地元の意向については、春野町の住民が過去類似の計画に対して反対の意向を示し、対策委員会なども組織されたようで、先日その方々と面会をした。今回の建設範囲は春野町とは違う場所だが、可視範囲には建設されるため、景観等について意見を聞きながら事業計画を進めていく。

平井副会長 ポイントは二つで、まず事業主体については、より実現性のあるSPCがどのように構築できるか、出来るだけ早い段階で住民の皆さんに示す必要がある。次に環境コミュニ

ケーションということで、住民の皆さんには、手続の進行に合わせて事業内容について常に最新の情報を明確に伝えていくこと。

寒竹委員

全国的に見て、他所に比べてこの遠州地区は風況が良いのか。

遠州の空っ風というくらいで、やはり風は当地の風土を形作る一つの要素であることから、景観等に配慮して機能的に、美しく作って欲しい。

また、近隣市町に類似案件があるとのことだが、行政単位にこだわらず広域的な調整を行い、これも合わせて配置が検討できるとよい。理想を言えば、折角やるのだから観光客が立ち寄るような美しいものを期待する。

平井副会長

本日のところは意見が出そろったようなので、本案件に関する審議はここまでとする。委員の皆様には円滑な議事進行にご協力いただき、お礼申し上げます。

本日の議事について、何か追加のご意見・ご質問等ある場合は、10月3日（木）までに事務局へ連絡すること。それでは、進行を事務局へお返すする。

## 5. 閉会

事務局（藤田次長）

本日は、長時間にわたりご審議いただくとともに、貴重なご意見を賜わりお礼申し上げます。以上で本日の環境審議会を終了とする。